

平成19年度 会計別予算総括表

会計名	本年度予算額	前年度予算額	比較	
			増減額	増減率(%)
一般会計	3,088,000	3,096,000	△ 8,000	△ 0.3
特別会計	(204,455) 2,130,720	(163,259) 2,683,660	(41,496) △ 552,940	(25.2) △ 20.6
国民健康保険特別会計	97,500	657,100	△ 559,600	△ 85.2
老人保健特別会計	653,630	602,700	50,930	8.5
介護保険特別会計	417,800	433,400	△ 15,600	△ 3.6
路線バス事業特別会計	11,540	17,600	△ 6,060	△ 34.4
農業集落排水事業特別会計	59,430	59,000	430	0.7
公共下水道事業特別会計	148,260	144,390	3,870	2.7
水道事業会計	(154,145) 199,560	(112,539) 201,370	(41,606) △ 1,810	(37.0) △ 0.9
町立病院事業会計	(50,310) 543,000	(50,720) 568,100	(△ 410) △ 25,100	(△ 0.8) △ 4.4
計	(204,455) 5,218,720	(163,259) 5,779,660	(41,196) △ 560,940	(25.2) △ 9.7

( )内は資本的支出である。

【主な投資的事業】

・街なみ環境整備事業 約41百万円

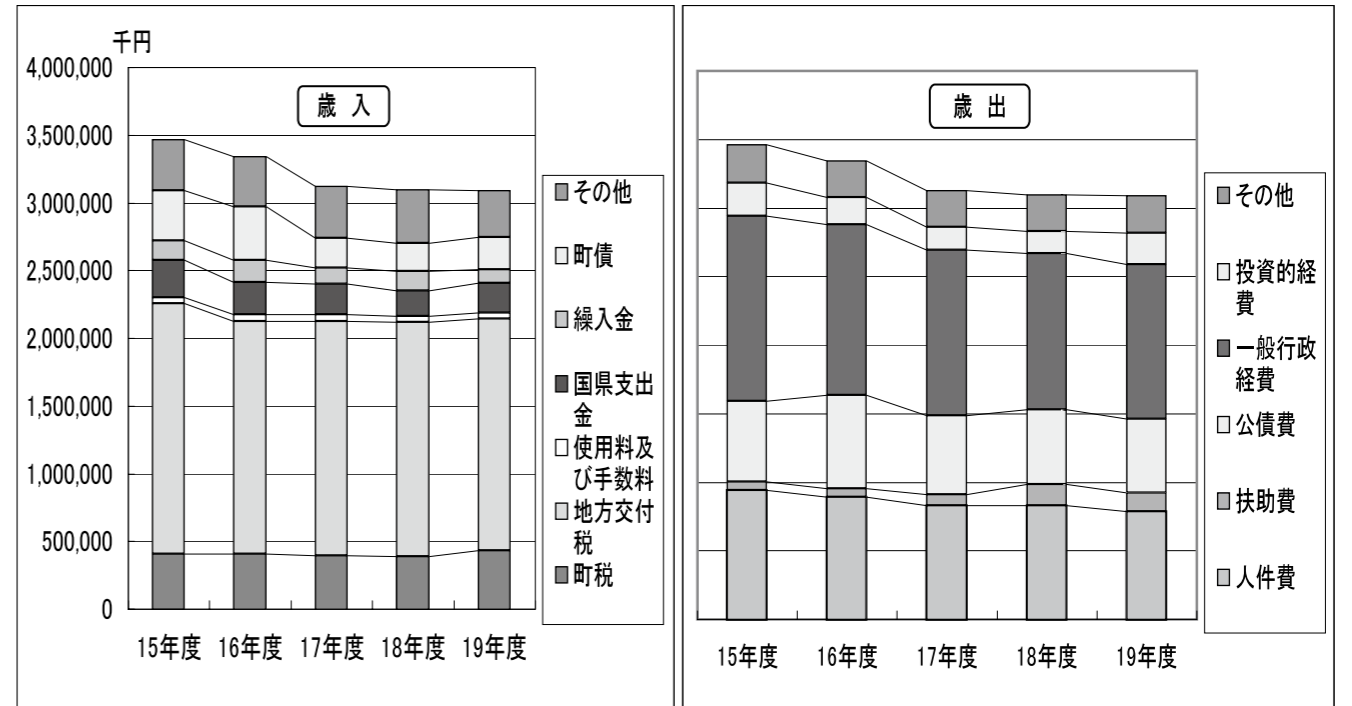
経済対策、雇用対策も視野に入れ、補助事業・単独事業共に大幅な増加となりました。特別会計への繰入金 国保・老人保健会計は医療費負担増などにより増加する一方、介護保険、公共下水道会計への繰出が減少することにより繰入金全体では2.1%の増となりました。

特別会計は全体で20.6%減

- ・道路改良事業 約56百万円
- ・除雪機械更新事業 約19百万円
- ・合併処理浄化槽設置整備事業 約14百万円
- ・経済活性化対策ほ場整備等モデル事業 約9百万円
- ・火葬場改修事業(水道管布設) 約4百万円

特別会計(8会計)の全体(公営企業会計の上水道事業と病院事業は収益的支出)では、前年度と比べて20.6%の大幅な減少となりました。これは、国保事業が最上地区広域連合へほぼ移行することになったことから、国保会計で85.2%の大幅な減となったことによるものです。老人保健会計は医療費の増加が見込まれることから8.5%の増、介護保険会計は制度改正の影響により保険給付費の減少が見込まれることから3.6%の減、路線バス会計はバスの更新事業が終了したことから34.4%の減、公共下水道会計は下水道事業債の償還金の増に伴い2.7%の増、病院会計は入院収益の減少を見込み4.4%の減となりました。公営企業会計の資本的支出では、水道事業会計は緊急時連絡管事業(3ヶ年事業の2年次目)を引き続き実施するため、37%の大幅な増となります。

歳入歳出予算の年度別推移(当初予算比較)



前年度並みの一般会計

一般会計は、財源不足は深刻な状況ですが、主要施策の実現のために、ハード事業も可能な限り盛り込んだことから、前年度並みの予算規模となりました。

【歳入】

町税 税源移譲が本格的に実施されることから、町民税が増となる見込みです。しかし、固定資産税は評価替の影響により減少し、その他の税も減少する見込みで、町税全体では10.7%の伸びに止まる見通しです。

地方譲与税 税源移譲により経過措置であった所得譲与税が廃止になることから大幅な減少となる見込みです。

地方交付税 新型交付税の影響で減少が避けられない見通しですが、年間予算編成を前提にしたことから当初予算対比では前年度並みの額を計上しました。

財政用語「回せ」

歳入の部

町税・町民税、固定資産税、軽自動車税 たばこ税、入湯税、都市計画税です。地方譲与税等交付金・国・県からの地方譲与税交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金等を合算したものです。地方交付税、歳入の半分以上を占める国からの交付金です。

国・県支出金 事業に対する国県からの負担金、補助金及び委託金です。

分担金・負担金 受益者が負担するもので、主なもので保育園入所負担金があります。

使用料・手数料 町の施設使用料で、主なものにスキー場、町営住宅の使用料があります。手数料は窓口での証明書や廃棄物処理料等です。

繰入金 町の貯金である各種の基金を取崩して、事業の財源として一般会計に入れるものです。

繰越金 前年度に余剰となつて、翌年度へ繰り越された財源です。

諸収入 右記のいずれにも分類されない歳入です。

町債 投資的な事業の財源として、長期にわたって返済する町の借金です。

歳出の部 義務的経費以下の3つの経費で裁量の余地が少ない経費です。人件費、議員、町長等の特別職及び職員に係る給与で、直接に支払う給料のほか、事業主として町が負担する、民間でいう社会保険料などが、病院事業会計では投資的事業はな

繰入金 財政運営基金の残高減少などに伴い取り崩しを抑制したため大幅な減となりました。

町債 総額で増となっています。これは、いわゆる赤字債である臨時財政対策債が大きく減少するものの、町単独の建設事業に積極的に取り組むことから建設事業に充てる町債が大きく増加したことにより、国県の負担金が直接歳入されなくなることから、見かけ上大きく減少することになります。公債費 町債発行の抑制などから引き続き減少します。

【歳出】

義務的経費 人件費 退職者の増や議員定数減により5.2%の減となりました。人件費のうち約940万円は各種選挙に係る人件費です。扶助費 事務処理が最上地区広域連合に移行することにより、国県の負担金が直接歳入されなくなることから、見かけ上大きく減少することになります。公債費 町債発行の抑制などから引き続き減少します。

一般行政費 物件費 0.9%の増となりました。内部的経費の削減・節減を図ったものの、一方で電算システムの更新、豊かな体験活動推進事業、放課後子どもプランの実施などによるものです。補助費等 最上広域組合への分担金の減等により2.8%の減となりました。維持補修費 除排雪経費を平年ペースで見込んだことに加え、県道の一部の除雪委託経費を当初から見込んだことにより大幅な増となりました。投資的経費 予算規模を左右しますが、

ども含まれます。扶助費 法律等の定めにより、国県町が負担する医療費等を含みます。公債費 町が事業の財源として起こした借金の返済金で、元金と利子の合計です。一般行政費 義務的経費と投資的経費、繰入金以外の経費で、政策を実現する政策的経費ともいいます。物件費 一般的な経費の総称で、他に分類されない経費です。維持補修費 町の施設の修繕や除排雪経費です。補助費等 いわゆる団体等への補助金や負担金として支出する経費で、最上広域組合分担金や水道・病院会計への補助金も含まれます。投資・出資金 他団体への投資や出資金で、ほとんどが病院会計への出資金です。貸付金 他団体等への貸し付け金で、年度内に返還されるのが原則で、森林組合や金山育英会への貸付がほとんどを占めます。投資的経費 将来にわたる資産形成として行う建設事業等で、いわゆるハード事業として分類される経費で、補助事業、単独事業に区別されます。補助事業 国の補助金を受けて行う事業。単独事業 国の補助が入らない事業で、町内にある県道整備等県が行う事業への町の負担金も含まれます。その他 繰入金 各種特別会計に対して、一般会計が負担すべきものとして支出する経費です。予備費 突発的な災害などに予算を組む余裕がない場合、これから流用して支出することがありますが、通常は支出することがない予備的な予算です。ら0.8%の減少となりました。